

平成29年 4月

お客様各位

フジテック株式会社

平成28年国土交通省告示第1179号（平成28年11月1日公布）
「平成20年国土交通省告示第283号『昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件』の一部を改正する件」によるエレベータ・エスカレータに関する定期検査の基準変更への対応について

前略 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、表記告示（以下、「新検査基準」といいます。）は、近年の事故等を踏まえ、昇降機の安全性確保を趣旨として従来基準の一部改正したものであり、本年4月1日以降に実施する建築基準法第12条に定める定期報告制度に基づく検査（以下、「定期検査」といいます。）から適用になります。貴社から拝命賜っております定期検査につきましても、新検査基準に基づいて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

新検査基準により、検査事項の追加や検査方法、判定基準の変更がなされ、適合判定が厳しくなっていますが、弊社では従前から一貫して的確な予防保全に取り組んでおりますので、引き続きご安心して昇降機をご利用いただけます。なお、定期検査においては厳格な判定を行うことが責務でございますので、これまで指摘なしであった事項が何らかの指摘ありの判定となる可能性も皆無ではございませんが、そのような場合におきましても可及的速やかな対応に努める方針でございますので、ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

また、新検査基準にもとづく弊社製昇降機に関する具体的な定期検査の要領につきましては、製造者の責務として、弊社ホームページにて広く一般向けに公開しているところでございます。本件につきましてご不明点などございましたら、弊社までお問合せ賜りますよう、重ねてご案内申し上げます。

草々